

令和 8 年 6 月 15 日

岐阜労働局長 殿

岐阜県航空機
関係単組最賃連絡会議
議長 足立 昌哉

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、岐阜県航空機・同附属品製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

岐阜県において岐阜県航空機・同附属品製造業を営む使用者に使用される労働者。

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金。

3. 申し出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数

3,874人

岐阜県の航空機・同附属品製造業の労働者数

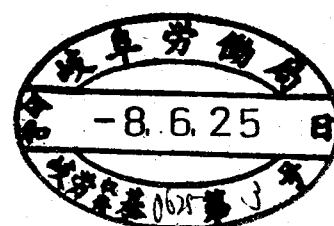
5,836人

最も低い労働協約の金額＝

1,408円/時間

現在適用されている法定最低賃金額＝

1,049円/時間



岐阜地方最低賃金審議会 御中

団体の名称	川崎岐阜協同組合
代表者氏名	代表理事 榎本 尚浩
所在地	各務原市蘇原興亜町 1-17-1
会員事業所数	20所
労働者数	約 2,900 名

「岐阜県航空機・同付属品製造業最低賃金」の改正に関する意見について

記

1. はじめに

令和8年度の地方最低賃金においては、昨年度より上げ幅の若干の鈍化はあるものの、1065円＋56円となり1121円との答申が出されました。この物価高騰の中、あらゆる産業において、賃金の底上げがなされる中、特賃がこれを上回ることは極めて困難と言わざるを得ません。これは、大企業だけではなく、サプライチェーンを支える数多ある中小企業も含め対象となるものであり、その構造上、それぞれが意図する金額にギャップが存在すること、その特異性について深くご理解をいただけていることと存じます。

しかしながら、本件に関し、労使間で協議することは、健全経営、相互理解には必要であるとの認識の下、改正決定に向けて審議を開催することとなったと理解しております。

2. 意見について

今は、コロナ禍で落ち込んでしまった経営状態に対し、健全な状態を目指して取り組まねばならない時期です。労使双方の明るい未来を切り開くために、関係先や取引先と交渉を行うなどの努力を行い、コロナ禍で十分に取り組めなかった労働環境の整備や製造設備の整備に経営資源を振り向ける時です。

こうした背景の中、今年度の特定業種最低賃金改正は最低限に留めおくべきと考えており、何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

以上

